

さくら通信1月号

2011年1月 No.73



発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、17年1月に顧客の皆様への情報発信の手段として発刊したさくら通信は本号で73号となりました。内容の未熟さにも係わらず多くの皆様に多大なご支持を得ておりますことを心より感謝しております。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成23年元旦

親友

〇君という親友がいる。彼とは、高校1年生の時同じクラスになり、仲良くなった。3年生の夏休みには大阪の叔母の家に寄宿し、予備校と一緒に通った。高校卒業後、彼は理科系の大学、私は文科系の大学と道が分かれ、疎遠となった。10年後の28歳の時、私が佐古で税理士事務所を開業すると、暫らくして彼も近所で開業した。業種は別である。近所なので付き合いが再開した。互いに多忙だったが、時々会って楽しい時間を過ごした。それから20年経ったある日、彼は突如姿を消した。色々な方法で探してみたが消息はつかめなかった。私にとって大変ショックな出来事だった。さらに15年経った先日、〇君から電話があった。本当にうれしい瞬間であった。事情は聞いていないが、東京で頑張っていることが分った。上京した時に会う約束も出来た。楽しみである。



(竹内)

平成23年税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成23年度税制改正大綱が公表されました。その主な内容をまとめてみました。

<納税環境の整備について>

1. 税務調査手続きの明確化と法制化

税務調査の際には、原則として、文書で事前通知し、調査結果を文書通知、理由附記する。

2. 更正の請求期間の見直し

納税者からの「更正の請求」ができる期間を現行の1年から5年に延長する。

<法人税について>

1. 法人税率の引き下げ

基本税率 30% → 25.5%、中小税率 22% → 19%、中小特例税率 18% → 15%

2. 欠損金の繰越控除の制限

中小法人等を除き、控除限度額を控除前所得の80%相当額に制限し、繰越期間は7年から9年に延長する。

3. 貸倒引当金制度の廃止

中小法人・金融機関等を除き、今後4年間で段階的に廃止する。

<所得税について>

1. 給与所得控除の見直し

給与年収1,500万円を超える場合（控除245万円）を上限とする。さらに、給与年収2,000万～4,000万超の法人役員等は、さらに縮減する。（最小で控除125万円）。

2. 退職所得課税の見直し

勤続5年以下の法人役員等の退職金について、現行の2分の1課税を見直す。

3. 成年扶養控除の見直し

23～69才の扶養親族に係る控除は、合計所得400万円以下の者、高齢者・障害者等の扶養者を除き、原則廃止。

<相続税について>

1. 基礎控除の見直し

現行の（5,000万円+1,000万円×法定相続人）を（3,000万円+600万円×法定相続人）に引き下げる。

2. 税率構造の見直し

各相続人の法定相続分が2億円～3億円の者（40%→45%）、6億円超の者（50%→55%）の税率を引き上げる。

3. 死亡保険金等に係る非課税制度（500万円×法定相続人）の見直し

未成年者、障害者、被相続人と生計を一にしていた相続人のみを対象とする。

<贈与税について>

1. 税率構造の見直し

20才以上の直系卑属（子や孫など）に対する贈与税の税率を引き下げるほか、相続税率にあわせ改める。

2. 相続時精算課税の対象者

相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者に20才以上の孫を追加する。

<消費税について>

1. 免税事業者の要件の見直し

事業者の前年の課税売上高が、開始6カ月以内に1千万円を超える場合、当年の免税制度の適用をしない。

2. 課税売上割合が95%以上の場合に、仕入税額を全額控除できる制度の見直し

課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用する

改正法案は、今後様々な議論の末、3月の通常国会にて成立することが予想されます。

2月には当事務所主催の税制改正セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

平成23年分の所得税から扶養控除の一部が廃止されます！

年少扶養親族（15歳までの人）の控除廃止により、平成23年1月分給料の源泉徴収から

「扶養親族等の数の求め方」が変更となっています。簡単な事例でいうと

夫：サラリーマン、妻：専業主婦、子ども：2人（小学生）の場合、今までは扶養親族等の数を妻+子ども2人で「3人」としていました。しかし、平成23年1月からは子ども2人は数えず、妻のみの「1人」となる訳です。今回の改正によって、1月からの給料額は変わらなくても手取額が少なくなります。



卯年のお正月！！ 飛躍の年だ



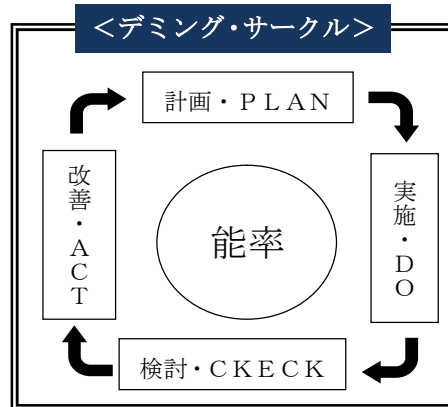
前足の短い兎は坂道を登るのにスバシこい。

そして、後足がよく発達していて、跳び上がるのが体の特長。

卯歳の今年は今まで貯めてきた力（後足・計画）をいっぱいにはね上げて、坂道（目標）に向かって挑戦する年だ。



（社会保険労務士 木村義次）



平成 22 年 10 月 1 日から、2 年を超えて遡って、雇用保険の加入手続きができるようになりました。
（これまでは、2 年内の期間に限り、加入手続きが可能でした）

離職した方が雇用保険の基本手当（失業手当）を受けることのできる日数（所定給付日数）は、年齢、被保険者であった期間、離職の理由などによって決められますが、離職に伴って失業手当の給付を受けようとする際、雇用保険に加入していたことが要件となります。

雇用主が雇用保険の加入の届出を行っていなかった場合、これまでは、2 年内の期間に限り、遡って加入手続きが可能でした。

平成 22 年 10 月 1 日から、**雇用保険が給与から天引きされていたことが明らかである場合**は、2 年を超えて遡って、雇用保険の加入手続きができるようになりました。

誰が対象になるの？

◎平成 22 年 10 月 1 日以降に離職した方

※平成 22 年 10 月 1 日より前に離職した方については対象となりません。

（離職後 1 年以内に失業手当を受給せず、次の職場で雇用保険の被保険者資格を取得した方については、その時点から対象となります。）

◎在職中の方

在職中でも、遡って雇用保険の加入手続きができます。

どんな場合が対象になるの？

例えば、倒産・解雇によって離職した方が、6 年前の給与明細で雇用保険料天引きの事実が確認できた場合、これまでの制度と比べて被保険者であった期間が長く認められますので、失業手当の給付日数が増えます。

30 歳以上 45 歳未満の方：90 日→180 日 45 歳以上 60 歳未満の方：180 日→240 日

どうすれば遡って加入できるの？

2 年を超えた期間について、雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる書類（給与明細、源泉徴収票等）が必要です。

◆詳しくは、ご相談下さい。（吉田）

1 月の社会保険労務

10 日 一括有期事業開始届く概算保険料 160 万円未満：請負金額 19,000 万円未満の工事（労働基準監督署）
31 日 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満 10 月～12 月分）（労働基準監督署）
健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）

労働保険料の納付（延納第 3 期分）（郵便局または銀行）
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

資産税係

名義預金とされない預金の贈与

相続税調査の際、よく指摘されるのが**名義預金**です。名義預金とは、配偶者や子や孫などの名前で預金しているが、実質的には被相続人（亡くなった人）のもので、名義を借りているのにすぎない預金をいいます。名義が被相続人のものでなくても、実質的に被相続人の預貯金と認められるものは、被相続人の相続財産に該当します。預金が贈与されたものと認められるためには、次のような点に注意が必要です。

①預金口座は誰が作成したものか

通常、長男が口座を作成する場合、長男本人が銀行に作成しに行き、印鑑も長男本人の印鑑で作成します。長男の口座であっても、被相続人の印鑑で被相続人が作成した口座は、名義預金として指摘される可能性が高いと言えます。

②通帳・印鑑などの保管は誰がしているか

贈与を受けた場合には、贈与を受けた人自身が通帳・印鑑などを保管することになります。税務調査において名義預金が見つかったといわれるケースは、これらの通帳などの保管状況の指摘があります。

例えば、相続後の税務調査において、孫名義の預金通帳が金庫から出てきたとします。この場合、贈与が成立しておらず、相続財産として指摘される可能性が高いと言えます。

③贈与証書の作成

贈与した証拠を残しておく、贈与として認められやすくなります。

④贈与税の申告書の提出

110 万円を少し超えて贈与し、贈与税の申告をしておく、贈与した証拠となります。



（坂田）

【法人として】

◎企業防衛対策のおすすめ

近年、企業を取り巻く環境が激しく変化し、各種リスクも多様化・大型化しています。このような状況の中で、企業の経営者、役員の方々に不測の事態が発生した場合、企業に与える「経済的損失」は多大なものとなり、しいてはその存続さえも脅かすほど重大な問題となりかねません。

標準保障額とはこの「経済的損失」を客観的な根拠をもとに算出したものです。
定期的に**標準保障額**を算定し現在の必要額を把握しておくことが必要です。

標準保障額

I. 企業防衛準備資金

〈円滑に事業を承継するために準備する資金〉

- ① 借入金返済、運転資金
- ② 納税準備資金

II. 役員退職慰労金準備資金

〈遺族のために準備する資金〉

- ① 役員退職慰労金（報酬月額×在任年数×功績倍率）
- ② 功労加算金（役員退職慰労金×0～30%）
- ③ 弔慰金（報酬月額×6ヶ月または36ヶ月）

【経営者個人として】

◎生活防衛対策のおすすめ

いつ起こるかかわからない将来のリスクに対して的確な対策を行うことは、現代社会において非常に重要なことです。もし生計の担い手に万が一のことがあった場合、残されたご家族の生活は…。

生活防衛とは、残されたご家族がその後の生活を維持することができるように、必要な資金を家族構成、教育プラン等をもとに算出したものです。



法人と個人をあわせて対策を行う必要があります

来月からは「保険種類」についてご説明します。（井村）

医療係

新法の医療法人と経過措置型医療法人の違い

11月号、12月号にかけて新法の医療法人と経過措置型医療法人について述べてきました。

表で表すと以下の通りとなります。（社団医療法人に関して）

項目	新法の医療法人	経過措置型医療法人
出資持分	なし	あり
財産の分配 ①社員資格喪失時	なし	＜出資額限度法人＞ ・その出資額を限度として払戻を請求することが出来る。 ＜持分あり医療法人＞ ・その出資額に応じて払戻を請求することが出来る。
②解散時	次の者から選定 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会 (5) 財団医療法人又は出資持分なしの社団医療法人	＜出資額限度法人＞ ・払込済出資額を限度額として分配。 ・払込出資額を超える残余財産は、社員総会の議決により、都道府県知事の許可を得て、国若しくは地方公共団体に帰属 ＜持分あり医療法人＞ ・払込済出資額に応じて分配

10月号でも述べた通り、経過措置型医療法人は当分の間、新法の医療法人へ移行しないで存続が認められる事となっていますが、新法適用法人の経過措置型医療法人への移行はできないこととなっています。（田中）

建設係

虚偽申請防止対策の強化

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化に関する省令が平成23年1月1日より施行されます。審査行政庁（国及び都道府県）及び経営状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、双方の連携が強化されます。

1. 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

処分企業の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しを行い、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みが創設されます。

2. 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

完工高と技術職員数値の相関分析について、最新データに基づいて基準値の修正を行い、完工高が極端に大きい申請に加え、完工高に比べて技術職員数値が極端に高い（技術者の水増しの可能性がある）申請の抽出が開始されます。

3. 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

審査行政庁では、経営状況分析機関から提供される情報も活用して重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等が行われることになります。

（岸上）

会計制度

資本準備金

先月より純資産の部の各々の項目についてご説明させて頂いております。

今月は、第2弾「資本準備金」について。

資本準備金とは、会社法が会社に積み立てることを強制した準備金をいい、利益準備金とともに法定準備金とよべれます。

次のような場合に資本準備金の積み立てを強制されます。

1. 株式の払込みまたは給付にかかる全額を資本金としなかった場合
2. 資本剰余金の配当をするときにおいて、法定準備金の額が資本金の4分の1に達していない場合
3. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転をした場合 など

また、会社は資本準備金を増加又は減少させることが出来ます。

（その他資本剰余金⇄資本準備金⇄資本金）

資本準備金を減少させる場合には、資本金を減少させる場合と同様に、原則として債権者保護手続が必要となります。

次回は、引き続き純資産の部より「その他資本剰余金」について、
（渡邊）

A HAPPY NEW YEAR

さくら通信リニューアルより、早1年がたちました。今年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思います(^o^)/
さて、2011年1月号ということで、「新年の挨拶・抱負」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。
(平野)

税務部 資産税課&総務部 総務課

税務部・資産税課は、お堅いイメージとは異なり、お酒を飲むとさらにテンションあげあげ↑の課長を筆頭に、課員全員（課長含め3名）、仕事中は当然お酒を飲まずともテンションあげあげ↑で困難な仕事も明るくこなします！（*^_^*）

総務部・総務課は、2名と少人数ですが、他課の方の補助となり、税務以外の仕事もいやな顔一つせず(?) 共に頑張っております。平均年齢は決して若くはないですが、フットワークは若者には負けません!! 本年も持ち前の元気とパワーで頑張っております(^o^)/
(課員一同)

税務部 第1課

あけましておめでとうございます。皆様のおかげで無事よい年を迎える事が出来た事を心より感謝いたします。

今年も税制では所得税や相続税など大きな変化がありそうです。毎年恒例の事務所主催研修会や、さくら通信、ホームページなどにより早く皆様の元へ情報発信していきたいと思っています。

我々税務部第1課は木下課長のモットーである「人事を尽くして天命を待つ」（意味は昨年さくら通信2月号参照）を胸に、干支にかけて、皆様がこの不景気をびよんびよんと乗り越えられるためにも、精一杯努めて参ります。

今年もよろしくお願いいたします。(課員一同)

税務部 第2課

皆様、明けましておめでとうございます。2課としての新年の抱負を、とのテーマにはそぐわないかもしれませんが、個人的には禁煙が中断しないことが第一の目標です。以下、「家庭菜園が豊作になれば(0竹)」、「減量(W辺)」、「一攫千金(S)」、「・・・(0田)」と続きます。やや逃避気味ではありますが、現実の仕事は当然、真剣かつ丁寧に。言うまでもありません。本年もよろしくお願いいたします。

(課長)

税務部 第3課

あけましておめでとうございます

さくら通信新年号にあたり、新年の目標を『若々しくあること』としたいと思います。

所属課員がアラフォー世代中心のせいか身体的には、老化を避けるのは年々難しくなっています。

気持ちを若くもって、体調管理を心掛け、今年の干支うさぎの様に飛躍出来る年にしたいと思います。

本年もよろしくお願い申し上げます。(課員一同)

税務部 第4課

2011年を迎えて・・・

1.考えたことは行動に移せるよう体力・気力を充分養い元気のある年にする。 森崎

2.忙しいときほど、心に余裕を持って笑顔で仕事に取り組む！ 田中

3.体の湿疹を治し、仕事に集中出来るようにする。 待田

4.仕事と家庭をバランスよく調和し、気配り・配慮を忘れない1年にする。 日浦

5.健康管理を充分して仕事に頑張り、家庭を大事にする。正木以上、税務部第4課今年も協力して仕事に打ち込みます！

税務部 第5課

お客様のご愛顧のおかげで私達も無事に新年を迎えることができました。

所内での平均年齢が一番若い第5課ですが、その若さを武器にして、皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

うれし恥ずかし
さんにん娘?と
らっと睨みのダンディー課長??
にかく元気な私達
っかりお仕事頑張ります!!



(課員一同)

1月の税務

1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

(1) 提出期限・・・本年最初の給与支払日の前日

(2) 提出先・・・給与の支払者（所轄税務署長）

2 支払調書の提出 提出期限・・・1月31日

3 源泉徴収票の交付

(1) 交付期限・・・1月31日 (2) 交付先・・・(イ) 所轄税務署長 (ロ) 受給者

4 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限・・・1月31日

5 個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）

納期限・・・1月中で市町村の条例で定める日

6 22年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限・・・1月11日（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を

1月11日までに納付、納期特例届出書提出者は1月20日までに納付）

7 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業

所税）・法人住民税＞ 申告期限・・・1月31日

8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・

地方消費税＞ 申告期限・・・1月31日

9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

申告期限・・・1月31日

10 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞・・・

半期分 申告期限・・・1月31日

11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消

費税・地方消費税＞ 申告期限・・・1月31日

12 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1

月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

申告期限・・・1月31日

13 給与支払報告書の提出

(1) 提出期限・・・1月31日

(2) 提出義務者・・・1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所

得税の源泉徴収義務がある者

(3) 提出先・・・給与の支払を受けている者を住所地の各市町村長

弊社では年末年始休暇を12月29日(水)から

1月3日(月)とさせていただきます。年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけするかと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181